

# 給水装置工事事業者制度の更新 制度に関するお知らせ

## ・指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入の目的

これまでの制度では、指定給水装置工事事業者の事業に関して、名称や所在地等の変更があった場合の届出や、事業の廃止、休止、再開の届出について規定されていたが、届出がない場合、指定給水装置工事事業者の事業実態の把握ができず、所在不明な事業者が存在するなどといった課題がありました。

こうした課題に対応するとともに、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、水道法の一部改正に伴い、令和元年10月1日から指定給水装置工事事業者制度への指定の有効期限が定められ、5年ごとの更新制が導入されました。

指定の更新の際には、当該指定給水装置工事事業者が指定基準に規定される要件を満たしているかを改めて確認します。

更新される事業者様は、有効期限までに申請書類及び添付書類を、日光市上下水道部水道課窓口までご持参くださるようお願いいたします（郵送での受付は行っておりません）。

なお、有効期限までに手続きがなされない場合は失効となりますので、ご注意ください。

また、更新が必要な事業者様には、順次更新通知を送付させていただきますが、宛先不明等による郵便物不着があった場合、再通知はいたしません。

## ・指定の有効期限及び更新受付期間

指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期限	更新申請受付期間 (土・日・祝日を除く)
平成10年4月1日 ～平成11年3月31日	令和2年9月29日	令和2年7月1日 ～令和2年8月31日
平成11年4月1日 ～平成15年3月31日	令和3年9月29日	令和3年7月1日 ～令和3年8月31日
平成15年4月1日 ～平成19年3月31日	令和4年9月29日	令和4年7月1日 ～令和4年8月31日
平成19年4月1日 ～平成25年3月31日	令和5年9月29日	令和5年7月1日 ～令和5年8月31日
平成25年4月1日 ～令和元年9月30日	令和6年9月29日	令和6年7月1日 ～令和6年8月31日

## ・指定更新の要件（新規指定と同様）

1. 給水装置主任技術者の選任
  2. 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
  3. 水道法第 25 条の 3 で規定された欠格要件に該当しない者
- ※水道法第 25 条の 3（指定の基準）を準用

## ・申請に必要な書類（新規指定と同様）

- ・様式第 1、第 2 及び第 3
  - ・機械器具調書及び機械器具の写真
  - ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
  - ・事業所の外部、内部の写真及び位置図
  - ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等の写し）
- ※様式等は市ホームページからダウンロード可能

## ・補足書類

- ・指定給水装置工事事業者の業務内容
  - ・給水装置工事主任技術者等の研修会（e ラーニングでの研修含む）の受講状況
  - ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
- ※様式等は市ホームページからダウンロード可能

## ・指定給水装置工事事業者の指定更新手数料（新規指定と同様）

指定更新手数料は、10,000円 となります

問い合わせ先

日光市上下水道部水道課

水道施設管理係

TEL：0288-21-4532